

# JIS

## 歯科—歯科器械用図記号

JIS T 5507 : 2022  
(ISO 9687 : 2015 + Amd 1 : 2018)  
(JDMMA/JSA)

令和 4 年 10 月 1 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 医療機器技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
(委員)	浅 井 英 規	一般社団法人日本医療機器産業連合会
	荒 船 龍 彦	東京電機大学
	植 松 美 幸	国立医薬品食品衛生研究所
	加 藤 明 美	公益財団法人医療機器センター
	小 林 正 彦	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会
	早乙女 滋	一般社団法人日本画像医療システム工業会
	塩 沢 真 穂	東京医科歯科大学
	園 田 秀 一	日本歯科材料工業協同組合
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	内 藤 み わ	IEC/TC87 (超音波) 国内委員会委員
	中 田 洋 子	日本歯科器械工業協同組合
	尾 頭 希代子	昭和大学
	村 井 義 浩	一般社団法人電子情報技術産業協会

---

主 務 大 臣：厚生労働大臣 制定：平成 10.3.30 改正：令和 4.10.1

官 報 掲 載 日：令和 4.10.3

原 案 作 成 者：日本歯科器械工業協同組合

(〒111-0056 東京都台東区小島 2-16-14 日本歯科器械会館 TEL 03-3851-6123)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：医療機器技術専門委員会 (委員長 村垣 善浩)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 要求事項	2
4.1 一般	2
4.2 図記号の使用	2
4.3 図記号のサイズ	2
4.4 日付の表現	3
5 図記号	3
参考文献	24
解 説	25

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本歯科器械工業協同組合（JDMMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 5507:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 歯科—歯科器械用図記号

## Dentistry—Graphical symbols for dental equipment

### 序文

この規格は、2015年に第2版として発行された **ISO 9687**、及び2018年に発行された Amendment 1 を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

図記号は、日常生活の多くの分野で使用されている。これらは、視覚的にも多岐にわたる有用な情報を与えるとともに、信号 (警告又はアラーム信号)、一般的な情報、制御手段、機械、器具などの適切な用途、及び他の様々なコミュニケーション手段として使用されている。

含まれる情報は、瞬時に視認され、さらに用語及び音声での説明よりも容易、かつ、長期にわたり記憶されることもあるため、ほとんどの場合、口頭での説明よりも優れている。

図記号は、翻訳が不要であり、時節に関係なく、更に難解でなく、誤解の可能性も低いため、国際的にも容易に理解される。使用者に対し、異なる言語による負担を軽減し、一般的及び具体的な情報を提供可能な、簡易で国際的に認められた図記号が必要である。図記号は、複数の言語ラベルの使用に伴う固有の混乱を軽減することが可能であるため、患者、歯科医師、歯科技工士及びその他の歯科医療従事者の安全及び健康面で大きな利益をもたらす。

図記号の使用は、歯科分野内において、最良のコミュニケーション手段となる。

### 1 適用範囲

この規格は、歯科器械の該当する部位、及び歯科器械のそれぞれに附属する取扱説明書、表示、ラベル、製品技術資料などの文書に使用する歯科器械用図記号について規定する。

図記号は、歯科器械に適用するために選ばれたものであり、これらの多くは関連する **IEC** 規格、**ISO** 規格及び **JIS** から採択されたものである。幾つかの新しい図記号は、製造業者又は使用者によって追加されたものである。

**注記 1** “製造業者”とは、**JIS Q 13485:2018** の **3.10** を参照。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 9687:2015**, Dentistry—Graphical symbols for dental equipment + Amendment 1:2018 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。